

令和3年4月
堺市

地域建設業経営強化融資制度の期間延長について

本市において運用している「地域建設業経営強化融資制度」について、運用期間を令和8年3月31日まで5年間延長しますので、お知らせします。

1 制度の概要

本制度は融資を希望する中小・中堅元請建設業者が、本市から書面による承諾を得て、工事請負代金債権を債権譲渡先（「8 債権譲渡先」を参照）に対して譲渡し、工事請負代金債権を担保に次の融資を受けることができる制度です。

（1）工事の出来高部分

債権譲渡先からの融資 ((一財)建設業振興基金の債務保証を受けて行う転貸融資)

（2）工事の出来高を超える部分

金融機関からの融資（保証事業会社が債務保証。ただし、前払金保証契約を締結した工事が対象）

2 運用期間

平成21年8月1日から令和8年3月31日まで

3 対象となる建設業者

本市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者

※ 中小・中堅元請建設業者とは、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者

4 対象となる工事

本市が発注した予定価格が250万円を超える工事で、出来高が2分の1以上のもの
ただし、次の工事については、対象外とします。

（1）低入札価格調査の対象となった工事

（2）単価契約を行った工事

（3）公共工事履行保証証券による保証（契約不適合責任特約を付したものに限る。）を付した工事のうち、本市が役務保証を必要とする工事

（4）複数年度にわたる工事

ただし、次の工事は除きます。

* 最終年度であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

* 債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎える、かつ、工期の残りが1年未満の工事

- (5) その他、受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

5 債権譲渡の範囲

- (1) 本件請負工事が完成した場合

出来形部分に相応する工事請負代金額から①前払金、②中間前払金、③部分払金、
④本件工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額

- (2) 本件請負工事が解除された場合

出来形部分に相応する工事請負代金額から①前払金、②中間前払金、③部分払金、
④本件工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額

- (3) 請負代金額に増減が生じた場合

請負代金額の増減に連動して、債権譲渡額も増減するものとします。

6 債権譲渡が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、次の二つを担保するものです。

- (1) 債権譲渡先の中小・中堅元請建設業者に対する貸付金

- (2) 保証事業会社が中小・中堅元請建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権

* 債権譲渡先又は保証事業会社が中小・中堅元請建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

7 債権譲渡を承諾する時点

当該請負契約の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降となります。

なお、承諾に当たっての出来高の確認は、原則として、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書により行います。

8 債権譲渡先

事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、融資制度に係る債権譲渡人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、債権譲渡人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者。

9 留意事項

本制度の趣旨に鑑み、融資を受けた資金は、本件請負工事に係る下請代金及び資材代金等の支払に充当し、下請負人等への支払に支障をきたさないようにしてください。

また、下請契約に当たっては、着工前に建設業法に定める一定の事項を記載した書面

を作成するなど、「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（国土交通省土地・建設産業局建設業課）に沿った対応をしてください。

10 具体的な申請方法等

具体的な申請方法等については「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領」をご覧ください。

11 問合せ先

堺市財政局契約部契約課契約係

電話：072-228-7472